

原議保存期間	5年（平成36年3月31日まで）
有効期間	一種（平成36年3月31日まで）

各都道府県警察の長 殿
 （参考送付先）
 庁内各局部課長
 各附属機関の長
 各地方機関の長

警察庁 丙捜二発第2号、丙刑企発第1号
 丙捜一発第1号、丙支発第1号
 丙組企発第1号、丙暴発第1号
 丙薬銃発第1号、丙国捜発第4号
 丙生企発第1号、丙少発第4号
 丙保発第1号、丙情対発第2号
 丙生経発第1号、丙交指発第4号

平成31年1月16日
 警察庁 刑事局長
 警察庁 生活安全局長
 警察庁 交通局長

特殊詐欺に係る犯罪者グループ等の取締りの強化について

特殊詐欺対策については、「総合的な特殊詐欺対策の推進について」（平成30年9月25日付け警察庁丙捜二発第9号ほか）により、事件の背後にいるとみられる犯罪者グループ等に対する多角的な取締りを行うこととしているところ、その実効性を担保するため、下記のとおり、警察庁及び都道府県警察の各関係部門間で相互に連携の上、取り締まるべき犯罪者グループ等を見定めて重点的に対策を講じることとしたので、積極的かつ効果的な取組を推進されたい。

記

1 重点取締対象グループ等の選定

- (1) 都道府県警察においては、関係部門間で情報を共有した上で、部門横断的に検討を行い、特殊詐欺事件の背後にいるとみられる暴力団、準暴力団、不良外国人、暴走族、少年の不良行為グループ等であって、重点的に対策を講じることにより特殊詐欺の抑止につながると考えられるもの（個人を含む。以下「重点取締対象グループ等」という。）を選定すること。
- (2) 都道府県警察において重点取締対象グループ等を選定した場合には、その組織や活動実態、特殊詐欺への関与状況等を本部刑事部捜査第二課から警察庁刑事局捜査第二課特殊詐欺対策室に適宜の様式により報告すること。

なお、警察庁では、都道府県警察から報告のあった重点取締対象グループ等に関する情報を関係部門間で共有することとしている。

2 事件報告等

- (1) 都道府県警察においては、関係部門が連携して積極的に情報を収集・共有し、

重点取締対象グループ等に関する実態解明を進めるとともに、関連する基礎資料等の分析を行い、具体的な取締方策を検討すること。

- (2) 重点取締対象グループ等に係る実態解明が進捗した場合には、その都度、本部刑事部捜査第二課から警察庁刑事局捜査第二課特殊詐欺対策室に報告すること。また、重点取締対象グループ等に係る具体的容疑事件を発見・認知した場合には、本部事件主管課において捜査体制や検挙方策等を検討し、捜査の進捗に応じて警察庁事件主管課に報告すること。

3 評価

警察庁においては、重点取締対象グループ等の検挙や実態解明の功労を積極的に賞揚することとしているので、都道府県警察においても同様に適正な評価と積極的な賞揚に努めること。